



# 小児科医を取り巻く労働法規

---

北海道大学大学院医学研究科  
予防医学講座公衆衛生学分野  
江原朗

# 宿日直許可を受けている医療機関 に関する監督結果(厚労省H18.3)

監督実施件数 596 件

## ＜労働基準関係法令違反の是正状況＞

	①違反件数	②是正件数	②／①
何らかの労働基準関係法令違反が認められたもの	430	373	86.7%
宿日直時に「通常の労働」を行ったことに関する労基法第32条違反※1	17	14	82.4%
宿日直時に「通常の労働」を行ったことに関する労基法第37条違反※2	101	83	82.2%
医師に係るもの	50	42	84.0%

※1 労基法第32条違反：時間外労働協定で締結した「延長させることができる時間」を超えて労働させたことに対する違反

※2 労基法第37条違反：割増賃金を支払っていないことに対する違反



# 朝日新聞、読売新聞に報じられた 公的病院の労働基準法違反

---

- 是正勧告の交付（17病院19件）

- 国立大学病院： 7施設9件
- 都道府県立病院： 7施設7件，
- 市町村立病院： 3施設3件

朝日新聞：1984年8月～

読売新聞：1986年9月～

2008年8月23日まで

# 是正勧告の内容

## (労働時間と時間外等手当に集中)

条項				15条	24条	32条	34条	35条	37条	89条
病院名	地方	開設者	交付	労働条件 の明示	賃金の支 払い	労働時間	休憩	休日	時間外、 休日及び 深夜の割 増賃金	就業規則 の作成及 び届出の 義務
A	関東	県	2000/3/10			×			×	
B	近畿	市	2003/7/30			×			×	
C	九州・沖縄	学	2004/7/30			×				
D	中部	学	2004/9/14			×			×	
E	九州・沖縄	学	2005/4/20						×	
F	九州・沖縄	学	2005/11/30						×	
G	中部	県	2005/12/2			×	×		×	
H	中国	市	2006/1/20	×		×			×	×
C	九州・沖縄	学	2006/3/6			×			×	
I	中部	学	2007/4/24						×	
I	中部	学	2007/4/25			×				
J	中部	県	2007/5/22						×	
K	九州・沖縄	県	2007/5/28			×			×	
L	東北	市	2007/5/29		×	×	×		×	
M	関東	学	2007/12/12						×	
N	中国	県	2008/2/12	×		×	×	×	×	
O	中国	学	2008/2/14			×	×		×	
P	近畿	県	2008/4/18			×			×	
Q	中部	県	2008/4/25	×		×			×	
違反件数				3	1	14	4	1	17	1



文部科学省高等教育局長通知、  
20文科高第266号、平成20年6月30日

---

- 「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進及び診療に従事する大学院生等の処遇改善について」
- 内容：

大学院生等が診療業務の一環として従事している場合には、労働災害保険の適用が可能となる雇用契約を締結するなど適切な対応が必要



# 大学院生の雇用契約に関して (文部科学省平成20年10月調査)

雇用関係	H18.3	H19.3	H19.10	H20.10
診療に従事する 大学院生	8723	8868	8540	8360
雇用契約のない 大学院生	6131	5747	5137	3757
割合	70.3%	64.8%	60.2%	44.9%

# いわゆる「医局による医師の派遣」と職業安定法との関係について

(厚労省通達, 平成14年10月4日)

- 医局長等からの指示・命令により関連病院に就職することは、労働者供給に該当する恐れ
- それらを反復継続的に遂行している場合には、職業安定法上禁止されている労働者供給事業に該当する恐れ



## 結語

---

- 医療機関も労働法規に対する遵法意識が必須である
- 勤務時間の把握、時間外割増賃金の支払いなど法を遵守した勤務体制が求められる